

◆保健事業制度概要一覧◆

No.	保健事業の種類	費用補助内容	請求方法 2025年5月～	請求書 送付先	毎月 締切 日	2025年度分 請求期限
1	生活習慣病健診 対象者:被保険者/4月1日時点 30歳・35歳・当該年度内40歳以上 ※特退者健診・任継者健診(事業所実施分)を含む	1年に1人1回 定額13,000円	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	2026年3月受診分まで →2026/7/31(金)
2	前立腺腫瘍マーカー<PSA> 対象者:男性/被保険者/4月1日時点50歳以上の希望者	1年に1人1回 定額2,000円				
3	歯科検診 対象者:被保険者/4月1日時点 25歳・30歳・35歳・当該年度内40歳・45歳・50歳・55歳・60歳	1年に1人1回 定額3,500円				
4	婦人科健診(事業所請求分)/事業所実施の乳がん・子宮がん健診 対象者:被保険者女性	1年に1人1回 上限13,000円				
5	脳ドック費用補助 対象者:被保険者(特退者・任継者を除く) 対象年齢:30-38歳※2・39-44歳※1・45-49歳・50-54歳・55-59歳・60-64歳 ※対象年齢枠の中で1回利用可	検診費用の実費 (上限27,000円)	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	2026年3月受診分まで →2026/5/29(金)
6	肺ドック費用補助 対象者:被保険者(特退者・任継者を除く) 対象年齢:39-44歳※1・45-49歳・50-54歳・55-59歳・60-64歳 ※対象年齢枠の中で1回利用可	検診費用の実費 (上限12,000円)	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	2026年3月受診分まで →2026/5/29(金)
7	生活習慣病健診(二次検診) 対象者:被保険者/4月1日時点 30歳・35歳・当該年度内40歳以上 生活習慣病健診(二次健診)での健診結果で初回の所見あり対象者に 精密検査が必要な方/検査項目によっては補助対象外となる	検査費用全額 ①胃部内視鏡 ②ホルター心電図 ③心臓超音波	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	生活習慣病健診後の (2026年3月受診まで) 2次検診(2026年6月受 診分まで) →2026/7/31(金)
8	【国内・現地受診】海外勤務者の健康診断(赴任時・一時帰国時・赴任中・帰任時) 対象者:海外勤務者(4月1日時点 30歳・35歳・当該年度内40歳以上) および帯同配偶者(健保被扶養者)	生活習慣病健診 (定額13,000円) 帯同配偶者(～38歳)※2 定期健診 (上限10,000円) 帯同配偶者(39歳以上)※1 生活習慣病健診 (上限26,000円) 婦人科健診(女性のみ) (上限13,000円)	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	受診日より1年以内
10	海外勤務者予防接種費用補助【事業所用】 対象者:海外勤務者および帯同家族(健保被扶養者)	接種費用の半額(会社・健保折半)	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	接種日より1年以内
14	特退者健診・任継者健診 対象者:特例退職被保険者である勤務者(75歳誕生日の前日まで) 任意継続被保険者である勤務者(当該年度内40歳以上・75歳誕生日の前日まで)	健診費用の実費 (上限29,000円)	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	BLP	末日	2026年3月受診分まで →2026/7/31(金)
12	特定保健指導費用補助	詳細は事業所担当者用HP参照	事業所情報管理サイト →費用補助申請より	富士通健保	末日	2026/9/30(水) 2024年度分の締切 →2025/9/30(火)
13	健康増進セミナー・イベント費用補助	詳細は事業所担当者用HP参照	事業所担当者用HP よりダウンロード	富士通健保	末日	開催後3か月以内

※1 4月1日生まれの39歳を含まず
※2 4月1日生まれの39歳を含む